

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センターにおける
理美容室の設置・運営者の公募の公示

令和2年4月1日から、当病院における入院患者、外来患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための理美容室の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び賃貸借等にかかる見積書(封書で封印。以下「見積書」という。)を提出願います。

令和2年1月31日

下総精神医療センター院長 女屋 光 基

1.事業名

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センターにおける理美容室の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備を行い、患者等のための美美容室の設置・運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)

本貸付契約は「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間満了をもって契約は終了し、更新は行わない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1)企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規定(以下「会計規定」という。)及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約事務取扱細則」という。)の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- 1) 法人等を設立して5年以上経過しており、美美容室の経営について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- 2) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- 3) 不正及び不誠実な行ないないこと。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団もしくは、暴力団員又はこれらの利益活動となる活動を行う団体でないこと。
- 5) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができること。

(2)企画書及び見積書を特定するための評価基準(詳細については別紙)

1)企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

2)担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

3)美理容室の運営方針の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取り組み意欲

4)運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

5)賃貸料見積の妥当性

(3)技術点の算出方法(評価点合計を100点とした場合)

企画書評価基準にしたがって評価した点数の合計を100点で除し、500点換算する。

例1:90点/100点×500=450点

例2:50点/100点×500=250点

(4)貸付料の価格点 最高金額を500点満点として、見積額を500点換算する。

最高金額が300万円で、例1:200万円、例2:150万円

例1:(200万円/300万円)×500=333点

例2:(150万円/300万円)×500=250点

3. 手続等

(1)担当課・係

〒266-0007 千葉県千葉市緑区辺田町578番地

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター 事務部 企画課 契約係

電話 043-291-1221(内線2204)

FAX 043-291-2602

(2)説明書の交付期間及び場所

1)交付期間

令和2年1月31日(金)から令和2年2月19日(水)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

2)交付場所

「(1)」に同じ

(3)参加希望者の登録期限、場所及び方法

1)登録期限

令和2年2月19日(水) 17時00分

2)登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙1「応募申込書」を持参又は郵送、なお郵送の場合は1)の期限に必着のこと)

と)

(4)企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

1)提出期限

企画書 令和2年2月20日(木) 17時00分

見積書 令和2年3月6日(金) 17時00分

2) 提出場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙2「企画書」及び「見積書(自社のもの)を持参又は郵送、なお郵送の場合は1)の期限に必着のこと)

(5) 見積書の開封日時及び場所

令和2年3月9日(月) 11時00分 会議室

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否……要(別紙3「定期建物賃貸借契約書」による)

(3) 企画書のヒアリング……必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口……上記「3. (1)」に同じ

当該公募にかかる説明書等について、内容の確認等の照会が必要な場合は必ずファクスにてお願いします。(電話での受付は行いません。)

(5) 詳細は説明書による。